第六条第二号中「同号ト(2)」を「同号ト(2)の」に改め、「当該施設等」を削る。

第二十一条、第三十条及び第三十四条中「当該申請に係る」を削る。

第四十五条第一項、第四十六条第一項並びに第四十八条第一項及び第三項中「第四十三条の三の十五第一項」を「第四十三条の三の十五」に改める。

第四十九条第一項中「第四十三条の三の十五第一項ただし書」を「第四十三条の三の十五ただし書」に改める。

第五十五条第一項第一号中「第四十八条又は第四十九条」を「第四十八条第一項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号」に改め、同条第二項中「きたさない」を「来さない」に改める。

第六十四条第二項中「法第四十三条の三の八第四項」を「同条第四項」に、「法第四十三条の三の八第五項」を「同条第五項」に改める。

第六十七条第一項の表第二号チ中「緊急しや断」を「緊急遮断」に改め、同表第四号ハ「充てん」を「充塡」に改め、同表第十三号中「以下同じ。」を削る。

第七十八条第三号ロ中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第七十九条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第八十一条第一項第三号中「第二号」を「前号」に改める。

第八十四条の見出し中「内部溢水」を「内部溢水」に改め、同条中「溢水（」を「溢水（」に、「内部溢水」を「内部溢水」に改める。

第八十七条第九号中「以下」を削り、「第百三十四条第五号」を「同条第五号」に改める。

第八十八条第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第十号中「以下同じ。」を削る。

第九十条第一号中「当たつては」を「当たっては」に改め、同条第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第十一号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第九十一条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第九十二条第一項第二十一号及び第三項第十八号中「内部溢水」を「内部溢水」に改める。

第九十三条第二項第一号ロ中「取り出し」を「取出し」に改める。

第九十九条の四第一項中「当該評価」を「当該安全性向上評価」に改める。

第九十九条の五第二号中「当該安全性向上評価」を「安全性向上評価」に改める。

第九十九条の六第一号ロ中「第四十三条の三の二十四」を「第四十三条の三の二十四第一項」に改める。

第九十九条の七中「法第四十三条の三の二十九第三項」を「同条第三項」に改める。

第百二十六条第二項中「法第四十三条の三の十五第一項の検査」を「施設定期検査」に改める。

第百二十八条第一号ロ中「引き渡し」を「引渡し」に改める。

第百三十四条中「以下次条」を「次条」に改め、同条第九号中「この項」を「この条」に改め、同条第十号イ中「堰」を「堰」に改める。

第百三十五条第二号中「なわ張り、」を「縄を張り、又は」に、「かつ、」を「及び」に改める。

別表第一の二の(二)の5の下欄の1中「堰」を「堰」に改め、同表の二の(二)の8の(2)の中欄の5中「第二十七条の表第十三号」を「第二十七条第三項の表第十三号」に改める。

別表第二中「、第十八条」を削り、同表の各発電用原子炉施設に共通の下欄中「溢水防護」を「溢水防護」に改め、同表の原子炉本体の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）（以下単に「設備別記載事項」という。）の加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項の5の(3)のイ中「原子炉容器ふた管台」を「原子炉容器蓋管台」に改め、同表の放射性廃棄物の廃棄施設の中欄の設備別記載事項の3中「堰」を「堰」に改める。

様式第五裏面中「第6項并で」を「第5項并で」に改める。

（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十二条　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

本則中「かぎ」を「鍵」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に改める。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改め、「昭和三十二年法律第百六十六号。」を削り、同条第二項中「省令」を「規則」に改める。

第三条第一項第二号ハ(イ)(2)中「最大そう入量」を「最大挿入量」に改め、同号ハ(ホ)中「放射線しやへい体」を「放射線遮蔽体」に改め、同項第四号中「年間予定そう入量」を「年間予定挿入量」に改め、同条第二項中「昭和三十二年政令第三百二十四号。」を削り、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第四条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、「ついては、」の下に「それぞれ」を加える。

第六条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一項」に改める。

第七条第二項第一号を次のように改める。

一　放射線遮蔽

第九条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第十五条第一号中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第十六条第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十八条中「法第二十三条第一項の許可を受けた日から五年」を「同項の許可を受けた日から五年」に改める。

第十九条第一項の表第四号イ中「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同号ニ中「試験研究用等原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同表第十号ト中「すべて」を「全て」に改め、同条第七項中「第七号イからニまで」を「第七号」に改める。

第二十条第一号イ及び第三号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第二十一条第二項中「試験研究用等原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第二十四条第四号中「緊急しや断」を「緊急遮断」に、「しや断の」を「遮断の」に改める。

第二十五条第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第十号中「以下同じ。」を削る。

第二十七条第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第十一号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第二十七条の二第二項第二号中「さく」を「柵」に改め、同項第十一号イ中「詰所」の下に「（以下この号において「見張人の詰所」という。）」を加える。

第二十八条第一項第五号中「きつ水」を「喫水」に改め、同項第十四号中「そう入」を「挿入」に改める。

第三十六条第二号中「なわ」を「縄」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第十三条　試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「とびら」を「扉」に改める。

（加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十四条　加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条の六（見出しを含む。）中「溢水」を「溢水」に改める。

第七条第二号中「六ふっ化ウラン」を「六ふつ化ウラン」に改め、同条第七号ロ中「堰」を「堰」に改める。